

区立保育園の運営業務の民間委託について

1 基本的考え方

練馬区では、新行政改革プラン(平成16～18年度)に基づき、平成16年3月「委託化・民営化方針」を、平成16年9月には「区立施設委託化・民営化実施計画」をそれぞれ策定し、既設の区立保育園については、平成17年12月に1園、平成18年4月に2園の運営業務を民間事業者に委託し、平成19年度以降は、委託化する施設を増やしていくとしたところである。

今後も、多様化する保護者のニーズに的確に答えていくためには、延長保育の時間延長や、一時保育の実施など保育サービスのさらなる拡大を図っていく必要がある。

また、平成19年4月1日現在243名の待機児が生じており、その解消を図るためには、保育園の新設や、定員の見直しなどによる対応が必要になる。

そのためには、引き続き民間の力を活用して、区立保育園の運営をより効率的なものにしていかなければならない。

そこで、当面、平成21～28年度の8年間に、区営保育園と私立保育園・民間委託保育園の割合が概ね半々となるように、16園の運営業務を民間に委託することにより、保育サービス施設運営の効率化を図り、待機児童の解消や在宅子育て家庭の支援などの財源を確保し、保育サービスの充実を積極的に進めていくこととする。

2 民間委託の概要

民間に委託する園は、新たなサービスの需要が見込める交通利便性や地域バランスを考慮して選定する。

運営する事業者は、プロポーザル方式で、指定管理者の選定基準を準用し、選定委員会を設置し、保育方針などの提案内容等を審査して決定する。

円滑な引継ぎを行うため、移行のための準備期間として1年程度を確保する。

3 運営業務を委託する保育園およびその時期

平成21年4月 豊玉第二保育園、光が丘第四保育園

平成22年4月 北町保育園、高野台保育園

平成23年4月以降の運営業務を委託する園については、次期行政改革計画の策定や、施設の改修等の方針が確定し次第、公表する。

4 保護者等への周知方途

(1) 6月21日号ねりま区報・区ホームページに掲載する。

(2) 説明会の開催

6月30日(土) 9時30分～ 練馬区職員研修所 研修室

14時～ 光が丘第二小学校 体育館

7月 1日(日) 9時30分～ 石神井公園区民交流センター 大会議室

14時～ 北町中学校 第二屋内体育館(格技室)